



# 令和6年度 集合狂犬病予防注射のお知らせ



犬には、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。今年度も次の日程で、集合狂犬病予防注射を実施します。飼い主の方は、最寄りの会場で予防注射を受けさせてください。

実施日	会場	時間
5月15日(水)	上長瀬駅前	午前10時00分～10時20分
	長瀬地区コミュニティ消防センター前	午前10時30分～10時50分
	長瀬駅東口秩父鉄道駐車場	午前11時00分～11時10分
	下山集落農業センター前	午前11時20分～11時30分
	下袋地区コミュニティ集会所前	午前11時40分～12時00分
5月16日(木)	長瀬町中央公民館駐車場	午後1時00分～1時20分
	井戸蓬莱島公園公衆トイレ前	午前10時00分～10時20分
	岩田区内消防団詰所前	午前10時30分～10時50分
	矢那瀬地区コミュニティ消防センター前	午前11時00分～11時20分
	小坂区公会堂前	午前11時30分～11時40分
	樋口地区コミュニティ集会所前	午前11時50分～12時00分
	長瀬町役場玄関前	午後1時00分～1時30分

### 【対象】

生後91日以上に達した犬(生後91日を経過した時点で受けさせてください。)

### 【料金】

●新規に登録する犬(1頭につき)	
登録料	3,000円
注射済票	550円
注射料	2,950円
合計	6,500円
●登録済の犬(1頭につき)	
注射済票	550円
注射料	2,950円
合計	3,500円

★各会場の受付は、時間厳守でお願いいたします。今年度は会場、時間の一部変更がありますのでご注意ください。

★最寄りの会場で受けられない場合は、他の会場(2日間)でも受けられます。

★5月15日、16日で予防注射が受けられない場合は、直接獣医師から予防注射を受け、その際発行される「狂犬病予防注射済票」と注射済票手数料の550円を添えて町民課環境衛生担当に提出してください。

★今回、新規登録のみ(生後91日に達していない等)の場合は、3,000円を添えてお申し出ください。

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

## 「ちちぶ安心・安全メール」がリニューアルしました!

平成25年8月1日から、ちちぶ定住自立圏事業として秩父郡内の1市4町で運用してきた「ちちぶ安心・安全メール」が、令和6年4月1日にリニューアルしました! 長瀬町から防災・防犯情報や防災無線放送の内容などをメール配信します。

ぜひ、この機会に、ご登録をお願いします!

◆すでに「ちちぶ安心・安全メール」を受信されていた方は…  
すでに登録していた情報を新システムに移行させていただきますので、再登録の必要はございません。  
なお、リニューアルに伴い、配信元のアドレスが変更

されておりますので、次の配信を希望される方は、必要に応じてメール受信許可設定を行ってください。

- ・秩父消防本部からの火災情報
- ・秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町から配信される情報

### ◆新しく配信を希望される方は・・・

- ・希望する各市町のメール配信サービスにそれぞれ登録が必要です。
  - ・必要に応じてメール受信許可設定を行ってください。
- (※メール受信許可設定および、新しく配信登録される方におかれましては、詳しくは町HPをご覧ください)

### 【登録手順】

- ①空メールを送信します→サイトにアクセスし、「空メールを送信する」から空メールを送信します。
- ②メールが届きます→メールに記載された登録用URLを押します。
- ③利用規約を確認します→利用規約をご確認の上「同意する」を押します。
- ④配信カテゴリを選択します→配信カテゴリ、登録情報を入力して「確認画面へ」を押します。
- ⑤入力内容を確認して登録します→入力内容をご確認の上「登録」を押します。登録完了画面が表示されたら登録完了です。

メール配信サービス名	パソコン・スマートフォンで登録	フィーチャーフォン(ガラケー)で登録	空メールを送信して登録	メール受信許可設定が必要な場合
【安心・安全メール(火災情報)】 秩父消防本部からの火災情報を受信したい方			t-chichibu-shoubou@sg-p.jp	@sg-p.jp または chichibu-shoubou@sg-p.jp
【ながとろ安心・安全メール】 長瀬町からのお知らせを受信したい方			t-nagatoro@sg-p.jp	@sg-p.jp または nagatoro@sg-p.jp

問合せ 総務課 自治振興担当 ☎66・3111 内線213

## 令和6年度固定資産税の評価替えについて

固定資産税の算定の基礎となる固定資産(土地・家屋)の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、3年に一度見直し(評価替え)をします。今年度はこの評価替えの年です。

土地については、評価替えにより価格の見直しを行いました。

家屋については、令和5年1月1日以降に新築・増改築された家屋は、新しい評価基準に基づいて評価されます。それ以前の家屋は新しい評価基準で建築費を再計算し、それに経年減点補正率を乗じて評価額を算定します。

評価額については5月上旬に送付する納税通知書をご確認いただき、何かご不明な点がございましたらお問い合わせください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113